

平成30年1月19日

介護予防・日常生活支援総合事業
みなし指定事業所の長 様

瑞浪市民生部高齢福祉課長

介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定の有効期間の終了
に伴うみなし（A1・A5）サービスの給付費の請求について

平素より瑞浪市の高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご高配賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定の有効期間については「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において、原則、平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とされています。

つきましては、みなし指定の有効期間の終了に伴い、みなし（A1・A5）サービスの給付費の請求について、下記の内容について、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1、留意事項

- (1) 平成30年4月サービス提供分以降、みなし（A1・A5）サービスの請求が発生しないこと。
- (2) 平成30年4月サービス提供分以降、みなし（A1・A5）サービスの請求をした場合は、岐阜県国民健康保険団体連合会にて「返戻」の扱いとなること。

担当課	民生部高齢福祉課
担当	介護保険係 鎌原
連絡先	0572-68-2116（直通）